助成金の有効活用をご提案します

平成28年4月改正对応版

助成金を申請するには、労務管理の整備が必要となります。元厚生労働事務官である社会保険労務士がサポートします。

【助成金とは?】

事業をしている時に活用できる国の補助金は大きく「厚生労働省系」と「経済産業省系」とに分かれます。社会保険労務士がお手伝いできるのは「厚生労働省系」の補助金、つまり「雇用関係助成金」となります。この助成金を有効活用するためのポイントはたった1つです。「雇用の安定」に役立つ労務管理を会社ができているかどうかです。私は助成金センターの職員として年間数万件の助成金の審査・支給決定・会計検査等に携わってきましたが、その時にいつも感じていたことがありました。

助成金を利用している会社はいつも決まった会社だなと・・・

事業主が毎年納める保険料が原資となっている<mark>返済不要</mark>のお金が助成金なので、この制度をもっとみんなが知って有効活用できれば、社員にとっても働きやすい職場環境を実現することができるはずです。社員が元気な会社は会社も元気です。助成金を活用することができるくらいの労務管理体制がこれからの時代は必要となってきますので、是非一度専門家である社会保険労務士に相談し、助成金の有効活用をご検討ください。

【助成金の制度趣旨?】

国(厚生労働省)には政策目標があり、毎年その政策目標実現に向けて国家予算が割り振られます。そしてその政策目標実現のためには、企業の協力がとても重要となってきます。そこで企業の協力に対して、政策目標実現のサポートのために国が企業に給付するのが助成金です。そのため助成金を受給するにあたっては、必ず助成金の制度趣旨という話が出てきます。具体的には、「新たに従業員を雇い入れるとき」「従業員の処遇や職場環境の改善を図るとき」「仕事と家庭の両立支援に取り組むとき」「従業員の職業能力向上を図るとき」等、それぞれのケースで助成金にはお題目があり、その目的を企業は果たさなければなりません。つまり、単にお金を国からもらえるという発想ではなく、助成金の制度趣旨を理解し助成金の有効活用を目指して社内制度基盤を整備し、雇用の安定を図ることが実は助成金の有効活用のコツなのです。助成金は、社会の情勢や行政の方針とリンクするため、頻繁に改廃や要件の変更が行われます。たえず、制度変更に注意が必要とされていますので、是非専門家にお任せください。

【助成金の種類と概要】

現在、厚生労働省では50種類以上の助成金を用意しています。中には、なかなか要件が当てはまらない助成金もありますが、詳しくは、厚生労働省ホームページを参照ください。http://www.mhlw.go.ip/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/